

第 9 号議案

宮城県教育委員会に属する臨時的任用職員の給与に関する規則の制定について

宮城県教育委員会に属する臨時的任用職員の給与に関する規則を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 2 5 日提出

宮城県教育委員会教育長 伊東 昭代

宮城県教育委員会に属する臨時的任用職員の給与に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、宮城県教育委員会に臨時的に任用される職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用されるものを除く。以下単に「臨時的任用職員」という。）に対し、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号。以下「条例」という。）第二十二條の規定により支給する給与に係る事項を定めることを目的とする。

(適用除外)

第二条 条例第五条第五項、第十九条第五項及び第二十条第四項の規定は、臨時的任用職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(給料号俸に関する特例)

2 臨時的任用職員のうち、次の各号に掲げる者であつて、採用の日の属する年度の前年度の末日において六十歳以上であるものの初任給の号俸については、条例第五条第三項により得られる号俸が当該各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に定める号俸を超える場合には、当分の間、当該号俸とする。

- 一 行政職給料表一級の者 三十八号俸
- 二 教育職給料表（一）一級及び教育職給料表（二）一級の者 五十七号俸
- 三 医療職給料表（二）一級の者 五十三号俸

宮城県教育委員会に属する臨時的任用職員の給与に関する規則の 制定の概要

1 制定理由

職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）第22条の規定により宮城県教育委員会に属する臨時的任用職員（単純労務職員を除く。以下「臨時的任用職員」という。）に支給する給与に係る特例を定めることを目的として制定するもの。

2 制定内容

- （1）昇給に係る規定の適用を除外するもの。
- （2）期末手当及び勤勉手当の役職加算に係る規定の適用を除外するもの。
- （3）再任用職員との均衡を図るために60歳を超える臨時的任用職員に係る給料号俸を設定するもの。

3 施行年月日

令和2年4月1日